

あなたのエールが『大阪・関西万博』の力になります。
万博の成功に向け、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会では、皆様からのご寄付を募っております。お寄せいただいたご寄付は、2025年日本国際博覧会開催の費用に活用させていただきます。

寄付金について、以下内容をよくお読みいただき、ご寄付のお手続きをよろしく申し上げます。

なお、ご寄付は20,000円からお受けさせていただきます。

1. 寄付金の受入れについて

- (a) 寄付金の受領が、現在及び将来にわたり公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」）に負担を課すものでないこと。
- (b) 寄付者が、自ら又は第三者をして、寄付の事実について、寄付者自身やその所属先、あるいはそれらの商品・サービス等の広告・宣伝の目的をもって公表しないこと。
- (c) 寄付者が暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力と関係がないこと。
- (d) 寄付金等を寄付しようとする者が協会に対してその反対給付を求めないこと。
- (e) その他、寄付金の受領が適切でないと認められるご寄付は、お受けできません。

2. 寄付の方法について

協会の指定する銀行口座への振込に限ります。（振込手数料は、寄付者のご負担となります）
寄付金の振込がなされた時をもって、寄付金の受入れが完了したものとし、以降、原則として、寄付者による寄付の取消し、撤回等の申出は受け付けないものとします。

3. 税制上の優遇措置について

この寄付は税制上の優遇措置が受けられます。
税制処理の詳細につきましては、所轄の税務署へお問い合わせください。

【個人】

（所得控除）

所得税法第78条第2項第2号の特定寄附金として、所得控除をすることができます。

【法人】

寄付金を損金算入できる方法は、以下いずれかを選択することができます。

(1) 特定公益増進法人に対する寄付金

法人税法第37条第4項に基づき、次のいずれか少ない金額を損金算入することができます。

- ①特定公益増進法人に対する寄付金の合計額
- ②特別損金算入限度額

<②の計算方法>	
$\left[\left[\begin{array}{l} \text{資本金等の額} \\ \text{ } \end{array} \right] \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{所得の金額} \\ \text{ } \end{array} \times \frac{6.25}{100} \right]$	$\times \frac{1}{2} = \text{損金算入限度額}$

注) 特定公益増進法人に対する寄付金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄付金の額に含めます。

(2) 指定寄附金

法人税法第37条第3項第2号の指定寄附金として、支払った寄付金の全額を損金算入することができます。

(令和2年1月20日付財務省告示第十九号における指定期間は、令和2年1月20日から令和3年1月19日までとなっています。)

4. 寄付者氏名の公表について

協会は、寄付の功績を称える等の目的のため、寄付の氏名または団体名を公表することがあります。

ただし、寄付者がこれに同意した場合に限ります。

なお、公表を行うか否か及び公表の態様等については、協会が、その運営方針等を踏まえ、自由な裁量により決定するものとし、これに対する寄付者の異議等は受け入れないものとします。

【個人情報の取扱い】

協会は、寄付に際して知り得た寄付者の氏名、年齢、住所その他の個人情報を、寄付の受け入れ取扱い、各種連絡等に係る事務のほか、2025年日本国際博覧会の寄付の準備、運営及びこれに関連する情報提供等の目的で利用します。

5. 寄付のお手続きに関する問合せ先

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 総務局 管理部 経理課 (TEL06-6625-8658) 宛